

※○歳年度末…○歳到達後最初の3月31日のことを指します。

項番	質問	回答
制度について		
1	第3子以降加算とはなんですか？	第3子以降加算とは、養育しているお子様が3人以上いる場合に、3人目以降のお子様の支給月額が30,000円に増額されることを言います（2子までの場合、3歳以上は一人あたり支給月額10,000円）。 令和6年9月までは、第3子以降の支給月額は15,000円で、お子様の数を数えるときは高校卒業年代（18歳年度末）までのお子様が対象でした。 令和6年10月以降は、第3子以降の支給月額が30,000円に増額され、さらに大学卒業年代（22歳年度末）までのお子様を含めて数えることになりました。
2	児童手当が支給されるのは高校生までだと思いますが、申請をすれば高校を卒業した後も児童手当が支給されるということですか？	高校を卒業した後（18歳年度末を経過した後）のお子様については、児童手当の支給対象になりません。ただし、大学生年代（22歳年度末）以下のお子様を3人以上養育しており、かつ高校生年代以下のお子様が1人以上いる場合は、大学生年代のお子様を第3子以降加算のカウント対象に含むことができます。 （例）4月1日時点で、大学1年生・高校1年生・中学1年生のお子様を養育する場合、大学1年生になるお子様が高校を卒業した後も継続して養育する旨申請することで、中学1年生になる3人目のお子様の支給月額が、引き続き30,000円に増額されます。大学1年生になるお子様の申請をしないと、中学1年生になるお子様が2人目として扱われ、支給月額が10,000円に減額されます。
案内（児童手当 高校・専門学校等卒業予定のお子様についての申請のご案内）について		
3	・3月に専門学校を卒業する子がありますが、ご案内が届きませんでした。 ・来年専門学校を卒業する予定の子がありますが、ご案内が届きました。	短期大学・専門学校など22歳になる年度より前に学校を卒業するお子様については、事前にご申請いただいている卒業予定年月の1～2か月前を目途にご案内を郵送しておりますので、事前にご申請いただいた後に卒業予定年月が変わった場合や、誤った卒業予定年月を申請していた場合は、正しい時期にご案内を送ることができません。 ご案内が届かない場合でも申請いただくことは可能です。申請方法については子ども課にお問い合わせください。
申請対象・申請方法等について		
3	申請期限はいつまでですか？ また、期限を過ぎて申請した場合はどうなりますか？	申請期限は、お子様が高校等の卒業を予定している月の翌月の15日までです。15日が土・日・祝日である場合はその翌日に後ろ倒します。期限を過ぎて申請した場合は、申請した月の翌月分の手当から第3子以降加算が適用されます。 例：令和7年3月卒業の場合、4月15日が申請期限となり、期限までに申請すれば4月分の手当から第3子以降加算が適用されます。4月16日に申請した場合、翌月の5月分の手当から第3子以降加算が適用されるため、4月分の手当に関しては第3子以降加算が適用されません。

※○歳年度末…○歳到達後最初の3月31日のことを指します。

項番	質問	回答
4	高校を卒業して就職する子がありますが、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできますか？また、結婚する子もカウント対象に含めることはできますか？	お子様の進学・就職・結婚・出産などの状況を問わず、そのお子様を養育している場合は、申請の対象になります。養育しているとは、以下2つの条件をどちらも満たしている状態のことを言います。 ①お子様と同居し、日常生活上の世話・必要な保護をしている、または別居しているが定期的な連絡・面会等をしている。そのほか、これらに相当する監護状況である。 ②生活費（食費、家賃等）または学費などを負担している。そのほか、これらに相当する経済的負担をしている。 上記条件①、②のどちらも満たしていれば、お子様の状況を問わず、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。
5	高校を卒業して就職する子があります。金銭の仕送りはしていませんが、食料品や日用品などを定期的に仕送りしています。この場合、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることはできますか？	第3子以降加算におけるカウント対象に含むためには、申請者が対象のお子様に対して経済的な負担をしている必要がありますが、ここでいう経済的な負担には金銭以外の食料品等の仕送りも含まれます。当該仕送り等がなければお子様が通常の生活水準を維持することができない状態である場合は、第3子以降加算におけるカウント対象に含めることができます。
6	ご案内が届きましたが、3月に高校を卒業する子の進路が決まっています。この状態でも申請することはできますか？	お子様の進路が未定である場合は、確定してからのご申請をお願いいたします。3月に高校を卒業する場合、4月15日までに申請すれば4月分の手当から引き続き第3子以降加算の対象とすることができます。
7	中学校を卒業する子と大学を卒業する子がいるのですが、申請は必要ですか？	卒業後の養育状況について申請が必要なのは、高校・短期大学・専門学校など、18歳年度末を経過してから22歳年度末までの間に教育機関を卒業するお子様です。幼稚園・小学校・中学校を卒業するお子様は申請不要です。 また、4年制大学や大学院を卒業（修了）するお子様についても、卒業後は22歳年度末を経過し、第3子以降加算の対象年齢から外れるため申請不要です。
8	大学受験のため浪人している子がありますが、申請は必要でしょうか？	卒業後の養育状況について申請が必要なのは、高校・短期大学・専門学校など、18歳年度末を経過してから22歳年度末までの間に教育機関を卒業するお子様です。幼稚園・小学校・中学校を卒業するお子様は申請不要です。 また、4年制大学や大学院を卒業（修了）するお子様についても、卒業後は22歳年度末を経過し、第3子以降加算の対象年齢から外れるため申請不要です。
9	高校を卒業した後、海外の大学に留学する子がありますが、申請対象になりますか？	海外留学をする場合でも、対象のお子様が国外転出する日の前日まで引き続き3年以上日本国内に住所を有している場合は、申請対象になります。申請方法等については、子ども課までお問い合わせください。
10	ご案内が届きましたが、令和7年3月に広川町外に転出予定です。この場合、申請は必要でしょうか？	対象のお子様が町外に転出する場合、お子様の高校等卒業後の養育状況について広川町への申請が必要です。 令和7年3月31日までに、申請者（父母等）が町外に転出する場合は広川町ではなく、転出先の自治体でお手続きをお願いします。申請方法や受付開始時期は自治体によって異なりますので、詳しくは転出先の児童手当担当部署にお尋ねください。 なお、申請者（父母等）が町外に転出する場合は、転出に伴う消滅届を広川町に提出する必要がありますので、ご注意ください。

※○歳年度末…○歳到達後最初の3月31日のことを指します。

項番	質問	回答
申請結果・支払いについて		
11	申請した結果は何月の支払いから反映されますか？	期限(4月15日) までに申請した場合、卒業予定月の翌月分の手当から反映されます。児童手当は2か月分をまとめて偶数月に支給しますので、申請結果が反映される月と実際に手当が支払われる月は異なります。 例：3月に卒業予定のお子様について…4月15日までに申請されると、4月分から申請結果が反映されますが、4月分の手当は6月10日に支払います。 期限が過ぎてから申請した場合は、申請した翌月分の手当から反映されます。
12	申請結果はどのように通知されますか？	支給金額に変更がある方には5月上旬頃に額改定通知を郵送します。支給金額に変更がない方には通知を郵送いたしません。 (例) ・高校を卒業するお子さまについて申請した場合…高校を卒業したことで、そのお子様についての児童手当が支給対象外（減額）となりますので、通知を発送いたします。 ・専門学校を卒業するお子さまについて申請した場合…専門学校を卒業する前から、そのお子さまについての児童手当は支給対象外であり、支給金額に変更がない（第3子以降加算カウント対象による継続支給となる）ので通知の発送対象外となります。